

疾病診療上の医療過誤事故と傷害保険について

明治大学 陳 亮

1. はじめに

本報告では、傷害保険契約（損害保険会社が締結している傷害保険契約のほか、生命保険会社が生命保険契約に付帯する特約として締結しているいわゆる災害関係特約を含む。）の被保険者が疾病の診断または治療上の医療過誤によって傷害を被り、あるいは、それによる傷害を直接の原因として死亡し、または約款所定の身体障害の状態になった場合（以下、「疾病診療上の医療過誤事故」という。）保険者は保険金支払責任を負うか否かという問題につき、若干の検討を行うこととしたい。

2. 問題の所在及び検討事項

疾病診療上の医療過誤事故に基づく保険者の保険金支払責任の有無が争われた裁判例は、東京地裁平成9年2月25日判決を嚆矢とするが、それ以降も同種の下級審裁判例が相次いでいる。そして、これらの裁判例のいずれにおいても、保険者は、疾病診療上の医療過誤事故の発生を理由とする保険金支払の請求に対し、疾病診療上の医療過誤事故は急激性、偶然性（偶発性）及び外来性を充たす傷害事故ないしその原因事故に相当する「不慮の事故」に該当しないことを主張するとともに、次のような保険約款の規定を根拠として保険金の支払を拒絶している。すなわち、損害保険会社が締結している傷害保険契約の場合、保険者の免責事由の1つとして、「被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。」と定めている約款条項の本文（以下、「免責条項」という。）が、また、生命保険会社が生命保険契約に付帯する特約として締結しているいわゆる災害関係特約の場合、「不慮の事故」の範囲を特定するための約款別表中の分類項目の1つとして、「外科的および内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。」と定めている分類項目の但書（以下、「除外事由」という。）が、それぞれ保険者免責の根拠とされているのである。そして、これまでの下級審裁判例においては、保険者の保険金支払責任が否定される点では見解が一致しているものの、上述の保険者の主張については、多様な判断が示されている¹。

ところで、疾病診療上の医療過誤事故に基づく保険者の保険金支払責任の有

¹ 裁判例の詳細については、拙稿「疾病診療上の医療過誤事故と傷害保険 - 近時の裁判例を手がかりに - 」生命保険論集 182号 45頁以下（2013年）を参照されたい。

【平成25年度大会】
第IIセッション
報告要旨：陳 亮

無という問題については、平成20年改正前商法及び現行の保険法に直接の規定がない。それゆえ、上述の保険者の主張が妥当なものといえるか否かを判断するためには、傷害事故ないし「不慮の事故」の意義や傷害保険契約の内容、とりわけ保険者の作成に係る保険約款の規定にその手がかりを求めざるをえない。そこで、本報告では、上述の問題につき、(1)疾病診療上の医療過誤事故は、急激性、偶然性及び外来性という傷害事故ないし「不慮の事故」の基本的要件を充たすものといえるか否か、(2)上述の免責条項ないし除外事由の趣旨とその適用範囲をいかに解すべきかの2点にしぼって、若干の検討を行う。